

現 行	ページ	修 正 案	備考
第1章 総則		第1章 総則	
第4節 災害の想定		第4節 災害の想定	
(略) 2 原子力災害 表中 大飯発電所4号機状況 <u>運転中(118.0万kW)</u> 高浜発電所1号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所2号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所4号機状況 <u>運転中(87.0万kW)</u>	3	(略) 2 原子力災害 表中 大飯発電所4号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所1号機状況 <u>運転中(82.6万kW)</u> 高浜発電所2号機状況 <u>運転中(82.6万kW)</u> 高浜発電所4号機状況 <u>定期検査中</u>	稼働状況の反映に伴う修正
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第2節 活動態勢(組織動員配備計画)		第2節 活動態勢(組織動員配備計画)	
第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (略) (1) 災害対策本部の組織 表中 議会本部付 部長： <u>議会事務局長(追記)</u> (2)～(4) (略) 2～4 (略)	47	第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (略) (1) 災害対策本部の組織 表中 議会本部付 部長： <u>議会(削除)局長</u> <u>※2025年3月までは「議会事務局長」</u> (2)～(4) (略) 2～4 (略)	部署名の変更に伴う修正
第2 非常配備 <u>非常配備(追記)</u> の充実を図るためには、災害の程度、規模に応じた職員の 非常配備 体制を早期に確立することが重要であり、すべての職員は 非常配備 が指令された時は、その基準に従い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害活動を実施する。 1 非常配備 の指令 市長は、原子力災害に際し 非常配備 を次の3段階に区分し指令する。なお、 非常配備 については、災害状況に即した体制をとるとともに、事態の推移を予測して早期に増強を図る。	48	第2 指令基準及び配備体制 <u>(削除) 配備等</u> の充実を図るためには、災害の程度、規模に応じた職員の <u>(削除) 配備</u> 体制を早期に確立することが重要であり、すべての職員は 原子力による 配備が指令された時は、その基準に従い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害活動を実施する。 1 原子力災害による 配備の指令 市長は、原子力災害に際し <u>(削除) 配備</u> を次の3段階に区分し指令する。なお、 原子力災害による 配備については、災害状況に即した体制をとるとともに、事態の推移を予測して早期に増強を図る。	指令基準等の変更に基づく修正

現 行		ページ	修 正 案		備考																						
〔原子力災害対策における非常配備の指令基準及び配備体制〕		49	〔原子力災害対策における非常配備の指令基準及び配備体制〕																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 第1非常配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)</td> <td>次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき</td> <td>・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者</td> <td>災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備 <その2> (第2非常配備 への移行が想定 されるとき)</td> <td>上記のほか ・危機管理監 ・第1非常配備担当部長</td> <td>認める者 上記のほか ・危機管理監 ・第1非常配備担当部長</td> <td>災害対策本部 <警戒体制></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)		指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 第1非常配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)	次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき	・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者	災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	第1非常配備 <その2> (第2非常配備 への移行が想定 されるとき)	上記のほか ・危機管理監 ・ 第1非常配備 担当部長	認める者 上記のほか ・危機管理監 ・ 第1非常配備 担当部長	災害対策本部 <警戒体制>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 警戒配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)</td> <td>次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき</td> <td>・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者</td> <td>災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備 <その2> (初期応急対策 配備への移行が想定 されるとき)</td> <td>上記のほか ・危機管理監 ・警戒配備担当部長</td> <td>認める者 上記のほか ・危機管理監 ・警戒配備担当部長</td> <td>災害対策本部 <警戒体制></td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 警戒配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)	次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき	・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者	災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	警戒配備 <その2> (初期応急対策 配備への移行が想定 されるとき)	上記のほか ・危機管理監 ・ 警戒配備 担当部長	認める者 上記のほか ・危機管理監 ・ 警戒配備 担当部長	災害対策本部 <警戒体制>	
配備区分 (活動内容)	指令基準		配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																							
原子力 第1非常配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)	次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき	・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者	災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								
第1非常配備 <その2> (第2非常配備 への移行が想定 されるとき)	上記のほか ・危機管理監 ・ 第1非常配備 担当部長	認める者 上記のほか ・危機管理監 ・ 第1非常配備 担当部長	災害対策本部 <警戒体制>																								
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																								
原子力 警戒配備 <その1> (災害情報等の 収集を実施)	次の災害情報のいずれかが 発表されたとき ・災害が発生するおそれ あり、災害の規模・態様等 の推測が困難である場合で、 今後の状況の推移に注意を 要するとき ・ごく小規模の災害が発生 したとき ・緊急事態区分(警戒事態) 及び緊急事態区分(施設 敷地緊急事態)の事象が 発生したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第10条の 事象が発生したとき	・総務部長職務代理人 ・調査情報部長職務代理人 ・市民部長職務代理人 ・環境部長職務代理人 ・救出防災部長職務代理人 ・建設部長職務代理人 ・まちづくり部長職務代理人 ・建築部長職務代理人 ・医療部長職務代理人 ・総括本部総括本部班班長、 副班長、総括本部係員 ・本部付報道班報道係員 ・その他危機管理監が必要と 認める者	災害対策本部 <警戒体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								
警戒配備 <その2> (初期応急対策 配備への移行が想定 されるとき)	上記のほか ・危機管理監 ・ 警戒配備 担当部長	認める者 上記のほか ・危機管理監 ・ 警戒配備 担当部長	災害対策本部 <警戒体制>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 第2非常配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)</td> <td>1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき</td> <td>上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者</td> <td>災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 第2非常配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)	1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者	災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 初期応急対策 配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)</td> <td>1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき</td> <td>上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者</td> <td>災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 初期応急対策 配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)	1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者	災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)										
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																								
原子力 第2非常配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)	1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者	災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																								
原子力 初期応急対策 配備 (初期応急対策 の検討等を基本 とする警戒活動)	1 次の災害情報のいずれか が発表され、準備態勢の 必要があるとき ・小規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 小規模の災害が発生した とき ・緊急事態区分(全面緊急 事態)の事象が発生した とき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が発生し、本県に災害が 発生するおそれがあるとき、 又は災害が発生したとき 2 次の災害情報が発表され、 警戒態勢が必要とき ・相当規模の災害が発生する おそれがあるとき、又は 相当規模の災害が発生した とき 3 その他必要と認めるとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・災害対策本部受付要員 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・その他本部長が必要と 認める者	災害対策本部 <初期応急対策体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 第3非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)</td> <td>1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき</td> <td>・全職員</td> <td>災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 第3非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)	1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき	・全職員	災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分 (活動内容)</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> <th>配備体制 (本部等設置場所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力 (削除)非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)</td> <td>1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき</td> <td>・全職員</td> <td>災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)	原子力 (削除)非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)	1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき	・全職員	災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)										
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																								
原子力 第3非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)	1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき	・全職員	災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								
配備区分 (活動内容)	指令基準	配備人員	配備体制 (本部等設置場所)																								
原子力 (削除)非常配備 (必要な対策 活動全般の実施)	1 次の災害情報のいずれか が発表されたときで、当該 配備の必要があるとき ・大規模の災害が発生する おそれがあるとき、 又は大規模の災害が発生 したとき ・県外の原子力発電所等に おいて、原子力災害対策 特別措置法第15条の事象 が悪化し、大規模の災害が 発生し、本県に重大な被害 が発生するおそれがある とき、又は重大な被害が 発生したとき 2 その他必要と認めるとき	・全職員	災害対策本部 <非常体制> (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																								

現 行	ページ	修 正 案	備考
2 配備の周知 (1) 勤務時間内に 非常 配備体制がとられたとき 各部長は、 非常 配備の段階に応じ必要な職員を配備につ け災害対策活動を命じる。 (2) 勤務時間外に 非常 配備体制がとられたとき 「第3 動員」に定めるところによる。 3・4 (略)	50	2 配備の周知 (1) 勤務時間内に 原子力災害による 配備体制がとられたとき 各部長は、 原子力災害による 配備の段階に応じ必要な職 員を配備につけ災害対策活動を命じる。 (2) 勤務時間外に 原子力災害による 配備体制がとられたとき 「第3 動員」に定めるところによる。 3・4 (略)	
第3節 放射性物質及び原子力災害応急対策		第3節 放射性物質及び原子力災害応急対策	
第4 実施内容 1 放射性物質災害発生時の応急対策 (1)・(2) (略) (3) 警察の措置 ア・イ (略) ウ 市と協同して周辺住民等に対する広報活動を行う。 <u>また、必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災 害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会 的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努め る。</u> <u>(追加)</u> (4) 放射線障害に対する医療体制 (略)	55	第4 実施内容 1 放射性物質災害発生時の応急対策 (1)・(2) (略) (3) 警察の措置 ア・イ (略) ウ 市と協同して周辺住民等に対する広報活動を行う。 <u>(4) へ</u> <u>(4) 県の措置</u> <u>必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関 する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱 や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。</u> (5) 放射線障害に対する医療体制 (略)	表記の整理